

一般社団法人 次亜塩素酸化学工業会定款

令和5年5月12日 作成

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人次亜塩素酸化学工業会と称し、英文では、Hypochlorous acid Chemical Industrial Association と表示する。

(目 的)

第2条 当法人の理念は、化学的調製によって生成された、安全性の高い次亜塩素酸水の普及により、環境浄化と微生物感染の防止に寄与し、人類の健康と安全に貢献する。

- 2 前項の理念に基づき、当法人は以下の項目を目的として事業を行う。
 - ① 次亜塩素酸水の安全かつ効果的な製造および利用のために有効な、製造方法、品質規格、製造条件、保管条件等の技術的要件を定める。
 - ② 一般消費者・各種事業者に対して、次亜塩素酸水に関連する正しい情報を提供・告知し、次亜塩素酸水の安全かつ効果的な使用の普及を図る。
 - ③ 会員間で、次亜塩素酸水に関わる技術情報や販売情報を定期的に共有し、製造技術の向上を図ると共に、信頼できる販売告知のルールを定める。
 - ④ 行政機関と連携し、次亜塩素酸水の製造および販売に関わる関係法令の改正等の情報を迅速に共有し、社員及び会員が法令を遵守した事業を継続することに寄与する。

(事 業)

第3条 当法人は前条の目的を達するために以下の事業を行う。

- ① 次亜塩素酸水及びその製造装置の情報又は資料の収集に関する事業
- ② 次亜塩素酸水及びその製造装置の規格基準に関する事業

- ③ 規格基準を満たす、適正な次亜塩素酸水商品および次亜塩素酸水製造装置を認定する事業
- ④ 次亜塩素酸水及びその製造装置の公正な普及発展に関する事業
- ⑤ 消費者に対する次亜塩素酸水の啓蒙活動の推進・指導
- ⑥ 次亜塩素酸水及びその製造装置の関連する法令及び行政の情報収集に関する事業
- ⑦ 次亜塩素酸水の化学的・物理的特性に関する共同研究を行う。
- ⑧ 研究成果の共有
- ⑨ 当法人の事業に関わる公正規約を定め、公正マークの認証を行う。その事業ため、公正取引協議会を設置する。
- ⑩ 前各号に付帯する事業
- ⑪ その他当法人の目的達成のため必要と認められる事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を東京都墨田区に置く。

(公告方法)

第5条 当法人の公告方法は、官報に掲載してする。

(機 関)

第6条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 社 員

(社 員)

第7条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

- 2 当法人の社員は、次に定める条件を満たさなければならない。
また、その他の条件は、入会規則に定める。

- ① 次亜塩素酸水製造装置製造事業者であること。

- ② 次亜塩素酸水製造事業者であること。
- 3 当法人は、社員の外、次の条件を満たすものを賛助会員とすることができる。
 - ① 当法人の趣旨を尊重し、当法人の細則に基づく表示・告知ルールを守って、次亜塩素酸水の製造・販売を行う者
 - ② 次亜塩素酸ナトリウム製造事業者
 - ③ 主たる衛生管理に次亜塩素酸水を使用する一定規模以上の事業者
- 4 当法人は、社員の外、次の者を特別会員とすることができる。
 - ① 学術的立場から当法人を支援する者

(公正取引協議会)

第8条 第3条に定める事業に関わる公正規約を定め、公正マークの認証を行うため、公正取引協議会を設置する。

(入社)

第9条 当法人の成立後に社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退社)

第11条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

- ① 社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。
- ② 死亡
- ③ 総社員の同意

④ 除名

- 2 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 30 条第 1 項及び第 49 条第 2 項第 1 号の定めるところによるものとする。

第 3 章 社員総会

（招 集）

- 第 1 2 条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から 2 か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。
- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。
 - 3 社員総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

（招集手続の省略）

- 第 1 3 条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

（議長）

- 第 1 4 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

（議決権）

- 第 1 5 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。
- 2 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数

をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第16条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第17条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者が署名又は記名押印し、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第19条 当法人の理事の員数は、3名以上9名以内とする。

(理事の資格)

第20条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総社員の議決権の過半数の同意により、社員以外の者から選任することを妨げない。

(監事の員数)

第21条 当法人の監事の員数は、2名以内とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第22条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第23条 当法人に理事長1名を置き、理事会の決議によって選定する。また、副理事長1名、専務理事若干名を理事会の決議によって理事の中から選任することができる。

- 2 理事長は、法人法上の代表理事とする。
- 3 理事長は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。
- 4 副理事長及び専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

(理事及び監事の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第25条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(招 集)

第26条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第27条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第28条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第29条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第30条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第31条 理事長及び副理事長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(識事録)

第32条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第34条 代表理事は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第35条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第36条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 解 散

(解散)

第37条 当法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会における、社員の半数以上であって、社員の議決権の3分

の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第38条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。